

事業系一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と []（以下「乙」という。）とは、甲から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬処理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、甲から排出される一般廃棄物の収集、運搬及び処理業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、別紙一般廃棄物収集運搬処理業務仕様書に基づき業務を行うものとする。

（委託料）

第2条 業務の実施に要する費用は、1kg当たり []円（税抜）とする。

【予定収集量】 可燃物 92,700kg/3年間（30,900kg/1年間）

不燃物 9,300kg/3年間（3,100kg/1年間）

【3年間予定金額】 []円（うち消費税及び地方消費税は含まない。）

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（支払方法）

第4条 乙は、業務を毎月末日で締め切り、委託料を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求が適正なものと認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

2 前項の請求額は、第2条に定める単価に処理数量を乗じ、その金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第5条 甲が約定の支払期限までに委託料を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（契約保証金）

第6条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第26号）第26条第1項第3号の規定により、契約保証金は免除するものとする。

（調査等）

第7条 甲は、乙の業務の処理状況について、随時に調査若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

2 乙は、この契約の履行について業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(廃棄物の処理)

第9条 乙は、関係法令等に違反することのないよう、廃棄物の種類に応じて適切にこれを処理しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める事項に違反したとき、及び乙のゴミ処理業務が甚しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意志がないと認められたとき。
- (2) 業務の履行に関し、乙に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が契約上の責務を履行しないと認められるとき。
- (4) 乙から解約の申し出があったとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条（以下「刑法の規定」という。）若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、委託料の全部又は一部を支払わないことができる。

(違約金等)

第11条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として、契約単価に予定数量から履行済数量を差し引いた数量を乗じ、当該額に消費税及び地方消費税に相当

する額を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。
- 4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(業務の報告)

第12条 乙は、処理施設から提示させる計量票により、業務を記録した報告書を甲に提出するものとする。

(乙の事業範囲及び許可証の添付)

第13条 乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しをこの契約書に添付する。

- 2 許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(損害賠償の負担)

第14条 事業系一般廃棄物等収集運搬業務の実施にあたり生じた損害については、甲の責めに帰する事由による場合のほか、乙の負担とする。

(第三者に対する賠償)

第15条 乙は、事業系一般廃棄物等収集運搬処理業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰する事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(連絡体制)

第16条 乙は本業務における社員名簿及び緊急時連絡体制表を作成し、甲へ提出すること。

(翌年度以降の契約の解除)

第17条 この契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)第41条第2項に基づく複数年の契約であり、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約は解除する。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項については、会計規程及び地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程の定めるところによるものとする。

- 2 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 韮崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院長 宮田量治

乙

事業系一般廃棄物収集運搬処理業務仕様書

1 内容

甲から排出される可燃物（給食残飯を含む。）及び不燃物（ビン・缶・ペットボトル等）などの事業系一般廃棄物を収集運搬し、適切な方法によりこれを処理するものとする。

2 収集場所

甲の指定する場所とする。

3 収集運搬処理

(1) 可燃物

土曜、祝祭日、12月29日～1月3日を除く毎日とする。ただし、連続する休日が4日以上続く場合は、甲の担当者と事前に打合せを行った上、臨時で1回収集運搬処理する。

(2) 不燃物

月2回とする。

4 収集時間

午前中とする。

5 予定収集量

委託期間の予定収集量は、次のとおりとする。

(1) 可燃物 92,700kg/3年間

(2) 不燃物 9,300kg/3年間

6 その他

業務従事者は、受託業者の職員であることを明らかにする名札を着用すること。